

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 無線局の免許が与えられないことがある者を電波法（第5条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局の運用の停止を命じられ、その命令の解除の日から2年を経過しない者
- 2 電波の発射の停止を命じられ、その命令の解除の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者

A - 2 船舶局の免許人がその船舶の名称を変更したため呼出名称を変更しようとするときは、どうしなければならないか、電波法（第19条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 呼出名称を変更することについて、総務大臣の検査を受けなければならない。
- 2 呼出名称を変更することについて、登録点検事業者又は登録外国点検事業者の点検を受けなければならない。
- 3 遅滞なく、呼出名称を変更した旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 総務大臣に呼出名称の指定の変更を申請しなければならない。

A - 3 次に掲げる無線設備の機器のうち、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器として、電波法施行規則（第28条）に規定されているものを下の番号から選べ。

- 1 デジタル選択呼出専用受信機
- 2 船舶自動識別装置の機器
- 3 船舶航空機間双方向無線電話
- 4 ナブテックス受信機
- 5 GPS受信機

A - 4 次に掲げる無線従事者の資格のうち、総務大臣が船舶局無線従事者証明を行わないものはどれか、電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 第三級総合無線通信士
- 2 第三級海上無線通信士
- 3 第四級海上無線通信士
- 4 第一級海上特殊無線技士

A - 5 次の無線局の運用に関する記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。

A - 6 次の記述は、秘密の保護及びこれに関する罰則について、電波法（第59条及び第109条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信たるものを除く。以下同じ。）を傍受してその□Bを漏らし、又はこれを窃用してはならない。

無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□Cがその業務に関し知り得たの秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | A | B | C |
|--------------|----------|---------------|
| 1 特定の相手方に対して | 存在若しくは内容 | 無線通信の業務に従事する者 |
| 2 特定の相手方に対して | 内容 | 無線従事者 |
| 3 特定の周波数により | 存在若しくは内容 | 無線従事者 |
| 4 特定の周波数により | 内容 | 無線通信の業務に従事する者 |

A - 7 次の記述は、電源用蓄電池の充電について、無線局運用規則（第4条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、□A十分に充電しておかなければならない。

義務船舶局の双方向無線電話の電源用蓄電池は、その船舶の□B十分に充電しておかなければならない。

- | A | B |
|------------|---------|
| 1 毎日 | 入港中に |
| 2 毎日 | 航行中は、常に |
| 3 1週間に1回以上 | 入港中に |
| 4 1週間に1回以上 | 航行中は、常に |

A - 8 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条第1項の通信（非常の場合の無線通信）を行う場合を除く。）において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときはどうしなければならないか、無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 混信を与えない程度に空中線電力を低下して呼出しをしなければならない。
- 3 混信を与えないように注意しながら呼出しをしなければならない。
- 4 速やかに連絡設定を行った後、他の周波数に変更してその後の通信を行わなければならない。

A - 9 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における送信の終了、受信証及び通信の終了について、無線局運用規則（第36条から第38条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

(1) こちらは、そちらに送信するものではありません

(2) □A

通報を確実に受信したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

(1) 相手局の呼出名称 1回

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 1回

(4) □B 1回

(5) 最後に受信した通報の番号 1回

国内通信を行う場合においては、の(5)に掲げる事項の送信に代えて受信した通報の通数を示す数字1回を送信することができる。

通信が終了したときは、「□C」を送信するものとする。

- | A | B | C |
|-----------|------------|-------|
| 1 どうぞ | 「了解」又は「OK」 | さようなら |
| 2 どうぞ | 受信完了 | 通信終了 |
| 3 受信しましたか | 「了解」又は「OK」 | 通信終了 |
| 4 受信しましたか | 受信完了 | さようなら |

A - 10 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について、電波法（第66条から第68条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、遭難通信を受信したときは、□A、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号（遭難通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、緊急信号又は第52条第2号（緊急通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が□Bを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

海岸局等は、□C安全通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、安全信号又は第52条第3号（安全通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□Bを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

- | A | B | C |
|------------------|------------|-------------|
| 1 現に通信中の場合を除いて | 終了したこと | 速やかに、かつ、確実に |
| 2 現に通信中の場合を除いて | 自局に関係のないこと | できる限り速やかに |
| 3 他の一切の無線通信に優先して | 終了したこと | できる限り速やかに |
| 4 他の一切の無線通信に優先して | 自局に関係のないこと | 速やかに、かつ、確実に |

A - 11 次の記述は、遭難通報等を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の7）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、□Aで聴守を行わなければならない。

船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、□Bの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを□Cしなければならない。

- | A | B | C |
|--------------|------------------|------------------|
| 1 これを受信した周波数 | 搜索救助用レーダートランスポンダ | その船舶の責任者に通知 |
| 2 これを受信した周波数 | デジタル選択呼出装置 | 海上保安庁その他の救助機関に通報 |
| 3 遭難通信用の周波数 | 搜索救助用レーダートランスポンダ | 海上保安庁その他の救助機関に通報 |
| 4 遭難通信用の周波数 | デジタル選択呼出装置 | その船舶の責任者に通知 |

A - 12 次の記述は、安全通信について、無線局運用規則（第96条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「□A」を3回送信して行うものとする。

通信可能な範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、第59条（各局あて通報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「□A」を3回送信して行うものとする。

の安全通報は、□B送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。

の通報には、通報の□Cを付さなければならない。

- | A | B | C |
|------|---------------------|--------|
| 1 警報 | その海岸局又は船舶の責任者の命令により | 重要度 |
| 2 警報 | その通報を入手した直後から | 出所及び日時 |
| 3 安全 | その海岸局又は船舶の責任者の命令により | 出所及び日時 |
| 4 安全 | その通報を入手した直後から | 重要度 |

A - 13 次に掲げるもののうち、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を臨時に検査させることができる場合として、電波法（第73条）に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しないと認め、電波の発射の停止を命じたとき。
- 2 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- 3 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- 4 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。
- 5 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しないと認め電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。

A - 14 次の記述は、遭難の呼出し及び通報に関する国際電気通信連合憲章（第200号）の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

- 1 緊急通信に次ぐ優先順位
- 2 自局の運用に支障のない範囲
- 3 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位
- 4 現に通信中の場合を除き、できる限り可能な範囲

A - 15 次の記述は、時計及び業務書類の備付け等について、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局には、正確な時計及び□A□その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

無線局に備え付けておかなければならない免許状は、□B□のある場所（船舶局にあっては、□C□、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあってはその常置場所とする。）の見やすい箇所（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあっては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

A	B	C
1 無線検査簿、無線業務日誌	無線設備	航海船橋
2 無線検査簿、無線業務日誌	主たる送信装置	通信室内
3 免許状、法及びこれに基づく命令の集録	無線設備	通信室内
4 免許状、法及びこれに基づく命令の集録	主たる送信装置	航海船橋

B - 1 次の記述は、免許人がその無線局について手続を要する場合を掲げたものであるが、電波法（第16条の2、第17条、第20条及び第22条）の規定により、許可を受けなければならない場合を1、届出をしなければならない場合を2として解答せよ。

- ア 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があったため、免許人の地位を承継したとき。
- イ 総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をしたとき。
- ウ 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信業務の委託を受けるため、無線局の目的を変更しようとするとき。
- エ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し又は無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするとき。
- オ 無線局を廃止するとき。

B - 2 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の一部について、電波法施行令（第3条）の規定に沿って掲げたものである。□□□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□□□内の同じ記号は、同じ字句とする。

漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数□□□以上のものを除く。）に施設する空中線電力□□□以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（□□□のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）

に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）

- イ 船舶に施設する空中線電力□□□以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力125ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの
 - (1) 海岸局の無線設備の操作（□□□のモールス符号による通信操作を除く。）
 - (2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び放送局以外の無線局の無線設備の操作
- ハ □□□の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- | | | | |
|-----------------|----------------|--------|--------------|
| 1 漁業用の海岸局 | 2 300トン | 3 レーダー | 4 500ワット |
| 5 漁業用の海岸局以外の海岸局 | 6 1,600トン | 7 国際通信 | 8 船舶地球局の無線設備 |
| 9 250ワット | 10 国際電気通信業務の通信 | | |

B - 3 次の遭難呼出し、遭難通報の送信及び遭難通信等に関する記述のうち、無線局運用規則（第70条の2、第71条、第76条及び第81条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 海上移動業務における遭難通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波を使用して行うものとする。ただし、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

イ 海上移動業務における遭難呼出しは、特定の無線局にあてて行わなければならない。

ウ 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。

エ 船舶局における遭難警報の送信、遭難呼出し及び遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行ってはならない。

オ 遭難呼出しは、無線電話により、次の区別に従い、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) パン パン（又は「遭難」） 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 3回

B - 4 次の記述は、検査について、電波法（第73条）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに□□□（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に□□□の場合においては、 の規定にかかわらず、□□□ことができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、 の規定により総務大臣が通知した期日の□□□前までに、当該無線局の無線設備等について、第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、 の規定にかかわらず、その□□□を省略することができる。

- | | | | |
|------------|-------------|-------------------|------|
| 1 時計及び書類 | 2 その検査を省略する | 3 1箇月 | 4 全部 |
| 5 外国地間を航行中 | 6 3箇月 | 7 その時期を延期し、又は省略する | |
| 8 計器及び予備品 | 9 一部 | 10 運航を休止中 | |

B - 5 無線検査簿及び無線業務日誌等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は検査の結果に関する事項について総務大臣又は総合通信局長から通知を受けた文書（無線局検査結果通知書）の記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

イ 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用することはできない。

ウ 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

エ 無線検査簿は、その様式が定められている。無線業務日誌は、記載しなければならない事項は定められているが、その様式は定められていない。

オ 無線業務日誌に記載する時刻は、船舶局においては、中央標準時（国際航海に従事しない船舶の船舶局であって、中央標準時によることが不便であるものにおいては、協定世界時によるものとし、その旨表示すること。）とする。